

令和3年度 第2回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議

日 時：令和3年12月20日（月）

午前10時から

場 所：特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

豚熱に係る防疫措置完了について

3 閉 会

<出席者>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	志賀 真幸	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	佐藤 靖	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	佐藤 靖彦	
〃	危機管理監	千葉 伸	
〃	警察本部長	猪原 誠司	

<事務局>

所属	職	氏名	備考
農政部 農業政策室	室 長	常陸 孝一	
農政部 家畜防疫対策室長	室 長	齋藤 裕	

豚熱に係る防疫措置の完了について

1 防疫措置の内容と経過

- ◎ 12月12日(日)に、大河原町の養豚場において豚熱の患畜が確認されて以降、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省と協議しながら、以下の防疫措置を行ってきた。

防疫措置項目	防疫措置の内容	
	A農場(大河原町) 〈発生農場〉	B農場(白石市) 〈疫学関連農場〉
(1) 殺処分	① 当初報告頭数 約9,700頭 (肥育豚3,700頭, 子豚6,000頭) ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施 12/12(日) 18時15分～ 12/14(火) 16時57分 ◇殺処分頭数 8,195頭 (肥育豚:3,567頭, 子豚4,628頭)	① 当初報告頭数 約2,200頭 (肥育豚2,200頭) ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施 12/14(水) 21時25分～ 12/16(木) 5時15分 ◇殺処分頭数 2,191頭 (肥育豚:2,191頭)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">合計 10,386 頭殺処分</div>		
	* 殺処分後は埋却処理	* 殺処分後は埋却処理
(2) 清掃・消毒	◇肥育舎, 離乳舎の清掃・消毒 (12/16に完了)	◇肥育舎の清掃・消毒 (12/16に完了)
(3) 汚染物品の処理	◇飼料は, 埋却処理(12/16完了) ◇糞は, たい肥発酵槽のビニールシート被覆による封じ込め静置処理又は, 埋却処理。(12/18完了) ◇尿は, 消石灰による不活化処理(12/16完了)	◇飼料は, 埋却処理(12/16完了) ◇糞は, たい肥発酵槽のビニールシート被覆による封じ込め静置処理。(12/17完了) ◇尿は, 消石灰による不活化処理(12/17完了)

- ◎ 上記の防疫措置(1)～(3)すべて実施し、埋却等が終了したことから、防疫措置完了とした。

措置終了後28日間、疫学関連家畜は経過観察し、臨床症状、血液検査、PCR検査の結果をもって農林水産省と協議し当該家畜の移動の制限を解除する。

さらに、県内養豚業者等に対し、豚熱侵入防止対策の徹底を注意喚起していくこととする。

2 防疫措置の実施体制

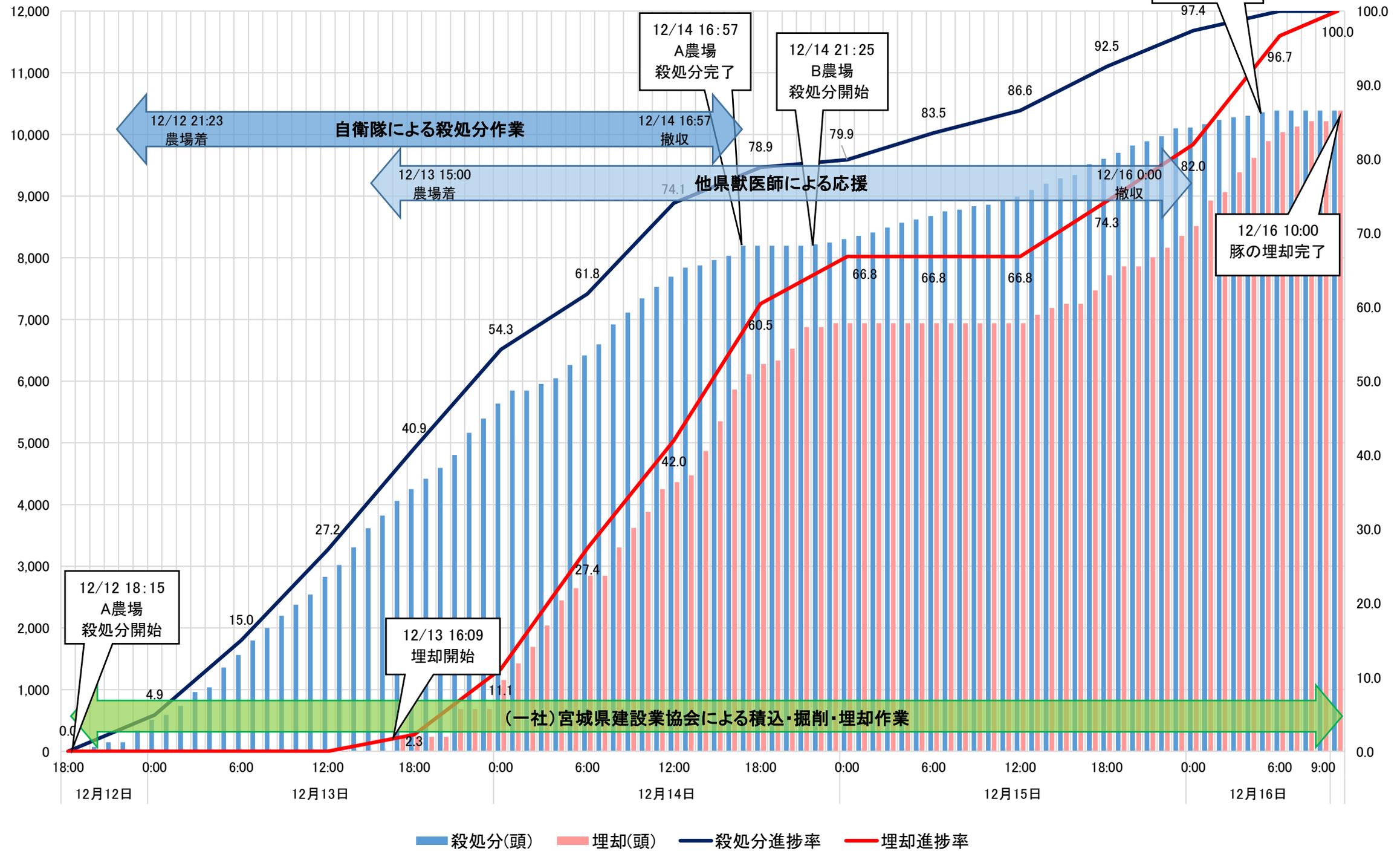
(延べ人数)

自衛隊 (12/12~12/14)	680人 (うち586人が農場業務)
国の機関 (12/12~12/15)	約40人
道県派遣獣医師 (12/12~12/15)	約40人 (18道県)
市町 (12/12~12/20)	約70人
民間団体 (12/12~12/18)	約760人 (うち宮城県建設業協会 (約310人), 宮城県倉庫協会, 宮城県産業資源循環協会, 県内バス会社, JAみやぎ仙南ほか)
小計	約1,590人
県職員 (12/12~12/19)	約2,800人
合計	約4,390人

豚熱防疫措置進捗状況

処分頭数(頭)

進捗率(%)



■特定家畜伝染病対策本部設置に係る対応レベル表

区分	ケース			畜産課・家畜防疫対策室		本庁			地方
	家畜(牛・豚・家きん)	野生いのしし	野鳥及び家きん以外の愛玩鳥		家保	対策本部	幹事会	連絡会議	現地対策本部
レベル 0 〈平時〉	国内での発生はない。	国内での発生はない。		通報・連絡体制の確認 危機管理体制の構築 海外発生状況の把握・周知 防疫対策の強化	防疫計画の醸成 モニタリング検査 防疫演習 農場指導	—	—		—
レベル I	国内(東北以外)で発生。	国内(東北以外)で発生。	県内において、死亡野鳥等で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が確認された場合。又は制限区域が本県にかかる。	通報・連絡体制の確認 危機管理体制の確認 庁内情報共有	農場への情報提供 注意喚起 飼養衛生管理の徹底 庁内情報共有 ※野鳥でHPAIが確認され、半径3km以内に養鶏場がある場合、立入等により異状の有無を確認。	原則として設置しない。	原則として設置しない。		—
レベル II	国内(東北以外)で発生。	東北で発生。 制限区域が本県にかからない。		発生県からの情報収集 正確な情報の把握 危機管理体制の確認 庁内情報共有 家保への情報伝達	農場への情報提供 注意喚起 飼養衛生管理の徹底 庁内情報共有	原則として設置しない。	原則として設置しない。	必要に応じて開催	—
レベル III	東北で発生。 制限区域が本県にかからない。	東北で発生。 制限区域が本県にかかる。		発生県からの情報収集 正確な情報の把握 危機管理体制の確認 庁内情報共有 家保への情報伝達 その他必要な措置	農場への情報提供 注意喚起 飼養衛生管理の徹底 庁内情報共有 ※野生いのししで豚熱が確認され、半径10km以内に養鶏場がある場合、立入等により異状の有無を確認。	原則として設置しない。	原則として設置しない。		—
レベル IV	東北で発生 制限区域が本県にかかる。 発生農場との疫学関連農場・施設がある。 (東北以外の発生の場合を含む)	県内で発生。		防疫対応マニュアル等に基づき、適切な防疫措置実施。 発生県からの情報収集 正確な情報の把握 危機管理体制の確認 庁内情報共有 家保への情報伝達	農場への情報提供 注意喚起 飼養衛生管理の徹底 庁内情報共有 疫学関連農場・施設 情報収集 必要に応じて立入調査	対策本部会議の設置し、必要に応じて会議開催。 プレス発表。	幹事会の設置・会議開催。		所管区域に制限区域がある、又は疫学関連農場がある地方振興事務所等に設置・会議開催
レベル V	県内で発生。 (患畜、疑似患畜の発生を確認した場合)			防疫対応マニュアル等に基づき、適切な防疫措置実施。	防疫対応マニュアル等に基づき、適切な防疫措置実施。	対策本部会議の設置・開催。 プレス発表。	幹事会の設置・開催。		所管区域に発生農場及び制限区域がある地方振興事務所等に設置・会議開催

※ 本県は、豚熱ワクチン接種県であるため、原則、養豚場及び野生いのししでの陽性事例発生において移動制限等の対応はない。

※ 制限区域：まん延防止の目的で、家畜等の移動を制限する区域及び区域外に搬出を制限する区域。